リスク管理規程

（目的）

第１条 この規程は、宮城県障がい者カヌー協会（以下、「協会」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び協会の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 この規程は、協会の役員に適用されるものとする。

（定義）

第３条 この規程において「リスク」とは、協会に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性をいい、「具体的リスク」とは、事業実施時の事故、不祥事の発生、当法人に関する誤った情報の流布、外部からの侵害、大規模な自然災害の発生等、その他の要因又は原因の如何を問わず、前記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

（基本的責務）

第４条 役員は、事業の遂行に当たり、法令及び協会が定める規則、規程等を遵守し、この規程の定めに沿い行動しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第５条 役員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる協会の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で十分な注意をもって初期対応を行う。

２ 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに会長に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議し、会長の指示に従い適切にこれを処理する。

（守秘義務）

第６条 役員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画及び措置等を立案又は実施する過程において取得した当法人及び当法人の関係者に関する情報に関して秘密を保持しなければならない。

（緊急事態への対応）

第７条 協会は、第８条で規定する緊急事態が発生した場合、会長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

２．会長に事故あるとき又は不在の場合は、副会長がリスク管理統括責任者に代わるものとし、役員に事故あるとき又は不在の場合は、事務局長が代わるものとする。

（緊急事態の範囲）

第８条 この規程における緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、協会が主催する事業参加者に急迫の事態が生じる可能性があり、協会を挙げた対応が必要である場合をいう。

（1） 自然災害

地震、台風・集中豪雨等の風水害などの災害

（2） 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② 役員又は協会主催事業参加者に係る重大な人身事故

③ 協会の活動に起因する熱中症等の重大な事故

（3） インフルエンザ等の感染症

（４） 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② 協会の法令違反等の摘発などを目的とした官公庁による立ち入り調査

（５） その他前記に準ずる協会運営上の緊急事態

（緊急事態の通報）

第９条 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急通報」という。）は、原則として協会内で定める緊急連絡網により行うこととする。

２ 緊急通報又は緊急連絡網による連絡に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。

３ 第２項に定める経路のほか、必要に応じて関係部署又は関係先にも速やかに通報するものとする。

（情報管理）

第１０条 緊急通報を受けた会長は、情報管理上必要な措置等について適切な指示を行う。

（緊急事態の発生時における対応の基本方針）

第１１条 協会は、第８条に掲げる緊急事態の発生時において、次に掲げる基本方針に従い対応するものとする。

（１） いかなる時も生命及び身体の安全を最優先する

（２） 必要に応じ警察、消防、関係諸官庁に連絡する

（３） 協会の損失の最小化を図る観点からの適切な対応を行う

（４） インフルエンザ等の感染症の発生においては、伝染の防止及び集団感染の予防を図る

（５） 犯罪においては、不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する

（緊急対応における実施事項）

第１２条 緊急対応における実施事項は、次のとおりとする。

（１） 情報の収集、確認及び分析

（２） 対応の決定及び指示、伝達

（３） 原因の究明及び対策基本方針等の決定

（４） 対外広報の内容、時期、窓口、方法等の決定

（５） その他必要事項の決定

（届け出）

第１３条 緊急事態のうち、官公庁への届け出が必要なものは、迅速に届け出るものとする。

（役員会への報告）

第１４条 協会は、緊急事態に対応したときは、その直後の役員会で対応した内容について報告しなければならない。

附則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。\_\_